

## 第12回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成30年5月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第12回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主任 若井武敏、主任 中野昂洋

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は全員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号及び議案第2号について</p> <p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第2回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午前9時26分 開会】</p>
議長	<p>報告事項について、次長より報告させます。</p>
次長	<p>【事業概要報告】</p>
議長	<p>次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。</p> <p>【意見なし】</p>

議長

ないようですので、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

5番 森山進平委員、12番 桐生さとみ委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて、日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

はい、主任。

主任

議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が6筆、面積が2,082㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が24件、筆数が35筆、面積が10,576.46㎡となっております。

合計いたしまして、件数が28件、筆数が41筆、面積が12,658.46㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから9ページに記載されております。

以上、報告いたします。

議長

ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長

ないようですので、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

はい、主幹。

主幹

議案書の10ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は奥戸町地内の田、面積244㎡ほか3筆、計1,200㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、太陽光パネル280枚を456.40

m<sup>2</sup>に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の53ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また54ページから58ページに実情調査報告書が載せてありますのでご覧いただきたいと思ひます。

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は樺崎町地内の畑、面積833m<sup>2</sup>ほか1筆、計997m<sup>2</sup>でございます。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で、太陽光パネル225枚及び87枚を369.47m<sup>2</sup>及び142.86m<sup>2</sup>に設置するものでございます。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の59ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、位置図が60ページに、公図が61ページに、土地利用計画図が参考までに62ページと63ページに載せてございますのでご覧いただきたいと思ひます。

それでは、議案書の10ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は、松田町地内の田、現況宅地、面積351m<sup>2</sup>です。

施設の概要は、一般住宅用地で一般住宅1棟、延べ床面積111.17m<sup>2</sup>です。

申請理由は、現在市内に両親と住んでいるが、結婚を機に独立したいため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の64ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧いただきたいと思ひます。

それでは、議案書の11ページをお開きください。

続きまして4番、申請地は上渋垂町地内の田、現況畑、面積300m<sup>2</sup>です。

施設の概要は、一般住宅1棟、延べ床面積130.21m<sup>2</sup>です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが、手狭なため申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地、

備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の66ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧をいただければと思います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 星野委員。

8番

8番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の53ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日は平成30年5月16日、水曜日、午前9時から、調査班は桐生委員、清水委員、本島委員、長谷川職務代理と私を班長といたしまして、5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力78.40キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数280枚が設置できる、1,200㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、土地を数ヶ所検討したが本申請地が適していたとの事でした。

太陽光発電パネルは盛土をせず整地のみで設置します。転用に係る事業資金はすべて融資で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策としては防草シートを敷くため周辺農地への影響はないものと思われま。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来等の支障とならないように境界から0.3m程度自主的に後退する事も確認いたしました。

申請地東側は登記地目は田ですが現況は畑、西側は公道、南側は公道と畑、北側は水路と公道となります。

結論として、申請地は、奥戸町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。  
続いて議案第1号 2番から4番を上程いたします。  
本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番から4番はそのように決定いたしました。  
ここで、関連事案がございますので、長谷川職務代理と議長を交代いたします。

【午前9時44分 議長交代】

議長 続いて、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

主任 それでは、議案書の12ページをお開き下さい。  
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成30年5月31日公告分であります。  
議案書の13ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。順序が逆になっておりますが、貸借権設定（利用権設定）が、123件で面積333, 298. 69㎡です。  
続きまして所有権移転は2件で6, 058㎡です。  
はじめに貸借権設定についてですが、詳細が14ページから48ページに記載されておりますのでご覧ください。  
続きまして49ページをお開きください。  
所有権移転ですが、1番、売買を行う土地は、羽刈町及び小曾根町地内の田、面積は1, 828㎡ほか2筆、計3, 057㎡です。売買価格は総額で105万円です。  
2番、売買を行う土地は、小曾根町地内の田、面積は3, 001㎡です。売買価格は総額で225万円です。  
審議の後、承認をいただきましたら、いずれも5月31日付で公告の手続きを行います。  
以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番から3番を上程いたします。  
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、3番 三田隆俊委員の退席を求めます。

【午前9時45分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 貸借権設定の1番から3番はそのように決定いたしました。  
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、三田委員の出席を求めます。  
また、三田会長と議長を交代いたします。  
【午前9時46分 出席・議長交代】

議長 続いて、貸借権設定の4番から17番を上程いたします。  
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、7番 河内委員、9番 長谷川委員、11番 仙田委員、12番 桐生委員、13番 清水委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。  
【午前9時48分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 貸借権設定の4番から17番はそのように決定いたしました。  
ここで、関連議案の審議が終了しましたので、退席した6名の委員の出席を求めます。  
【午前9時49分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の18番から123番及び所有権移転を上程いたします。  
本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 貸借権設定の18番から123番及び所有権移転はそのように決定いたしました。  
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。  
続いて、報告事項 非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。  
はい、主幹。

主幹 それでは、議案書の50ページをお開きください。  
報告事項 非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。  
1番、申請地は高松町地内の田、現況 宅地、面積123㎡です。願出の理由は、昭和56年頃より宅地として利用しているで、受付の日付は平成30年

5月1日、処理の日付は同じく5月2日です。現地確認は事務局と長谷川職務代理で行っております。

以上、ご報告します。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、4月27日に開催された常設審議委員会において許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第12回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前9時52分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月25日

足利市農業委員会

5番委員

12番委員